

中医協 総-2-2
7 . 1 0 . 8

診調組 税-1-2
7 . 1 0 . 8

今後の進め方等について

社会保険診療に関する消費税の取扱いについての経緯

1. 総論

社会保険診療における消費税は非課税。医療機関等が仕入れにおいて負担する消費税（控除対象外消費税）は、過去消費税導入（平成元年）・引上げ（平成9年、平成26年、令和元年）時にそれぞれ、診療報酬へ上乗せすることで補てんをしている。

2. 平成26年（消費税8%引上げ時）の対応

- ① 消費税法等の一部改正法（平成24年法律第68号）に基づき、中医協・消費税分科会の場において、診療報酬とは別建ての高額投資対応の検討を議論。
- ② 議論の結果、別建ての高額投資対応は実施せず、消費税8%引上げ時の対応は診療報酬にて行うこととなった。
- ③ 診療報酬上の補てん見合いの点数配分の方法について議論を重ねた結果、基本診療料への点数上乗せを主とした対応を行うこととなった。

3. 令和元年（消費税10%引上げ時）の対応等

- ① 中医協・消費税分科会の場において、平成26年改定の診療報酬上の対応について、その補てん状況の把握を実施（※）。全体の補てん不足及び医療機関種別ごとの補てん率のばらつきが生じていること等が明らかになり、これに対する要因分析、より適切な補てん方法等について議論。
（※）平成27年には平成26年度の状況について、平成30年には平成28年度の状況について、それぞれ把握作業を実施。
平成27年には、当初「補てん状況にばらつきは見られたものの、マクロでは概ね補填されていることが確認された旨の報告があり、その後、平成30年まで把握作業は行われなかった。しかしながら、平成30年作業時に、平成27年の報告内容に誤りがあったことが判明した。
- ② 議論を踏まえて、全体の補てん不足及び医療機関種別ごとの補てん率のばらつきを是正するため、5%から8%への引上げ時の内容も含めて配点方法の見直しを行ったうえで、消費税10%引上げに対応した診療報酬上の対応を実施。
- ③ なお、平成30年度の『「医療機関等における消費税負担に関する分科会」における議論の整理』においては、「消費税率10%への引上げ後の補てん状況については、必要なデータが揃い次第速やかに、かつ継続的に調査することとする。」とされた。

4. 令和4年度診療報酬改定における対応

- ① 中医協・消費税分科会の場において、令和3年に令和2年度の補てん状況の把握を実施。
- ② 医科、歯科、調剤を合わせた全体でみたときには補てん不足となっていない状況等を踏まえ、中医協において、「診療報酬の上乗せ点数の見直しは行わず、引き続き検証を行うことが適当」とされた。

5. 令和6年度診療報酬改定における対応

- ① 中医協・消費税分科会の場において、令和5年に令和3年度、令和4年度の補てん状況の把握を実施。
- ② 医科、歯科、調剤を合わせた全体でみたときには補てん不足となっていない状況等を踏まえ、中医協において、「診療報酬の上乗せ点数の見直しは行わず、引き続き検証を行うことが適当」とされた。

診療報酬による消費税補てん状況の把握について（案）

- 前回（令和5年度）に実施した方法に倣って、以下のとおり実施することとしてはどうか。

1. 目的

令和元年に行われた、消費税率10%への引上げに伴う診療報酬による補てん（5%～10%部分）について、令和5年度、令和6年度の状況を把握する。

（※）薬価・特定保険医療材料は、税抜きの世界実勢価格に消費税を上乗せし、個々の薬価等に反映されているため、対象としない。

2. 補てん状況の把握方法について

○ 対象医療機関

現在実施中の第25回医療経済実態調査（医療機関等調査）の調査対象となっている医療機関等を対象とする。

○ 使用するデータ

個々の医療機関等について、収入のうち令和元年診療報酬改定により診療報酬本体へ上乗せされている消費税分と、支出のうち課税経費の消費税相当額とを把握するため、以下のデータを使用する。

- ・ 収入のうち診療報酬本体へ上乗せされている消費税分については、レセプト情報・特定健診等情報データベースから抽出した算定回数等のデータを使用する。（令和5年度・6年度分のデータを収集）
- ・ 支出のうち課税経費の消費税相当額については、第25回医療経済実態調査のデータを使用する。（各医療機関における、直近の事業年度（令和5年度・6年度）のデータを収集）

3. 補てん状況の把握のための収入と支出の対比について

個々の医療機関における補てん状況を推計し、医療経済実態調査の損益状況の集計区分と同様に、開設者別、病院機能別、入院基本料別に区分して比較する。

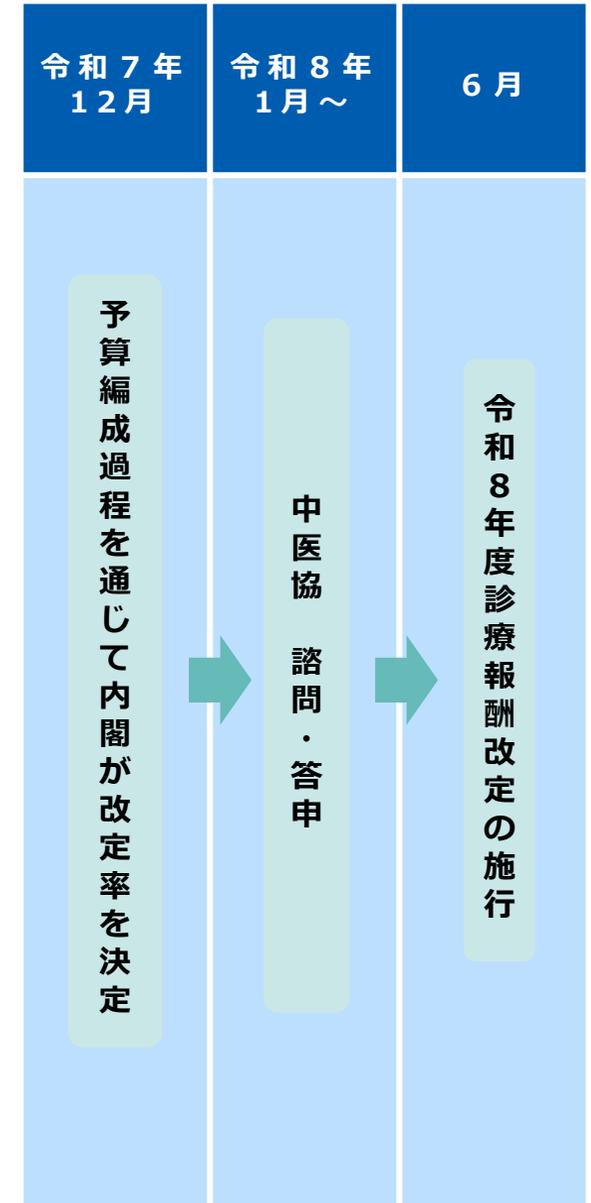
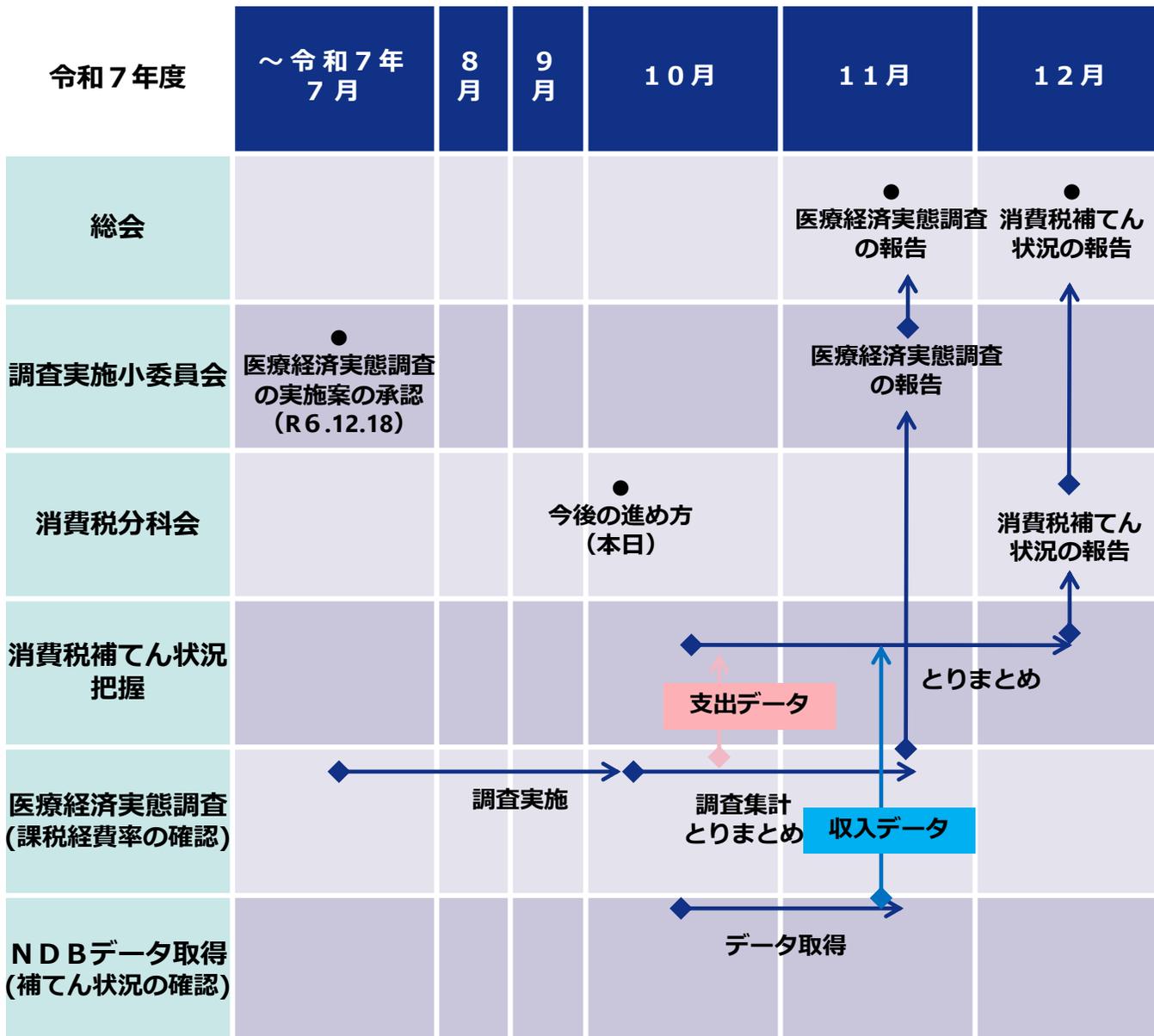
4. 報告時期

令和7年12月を目途として報告する。

【論点】

- ・ 令和元年に行われた消費税率10%への引上げ以降、消費税率は変わっていない一方、診療報酬改定を重ねてきていること、収支双方に新型コロナウイルスによる影響を受けていること、近時は物価の上昇により課税経費が増加していること等も踏まえて、補てんの在り方の議論に資するよう、補てん状況をどのように評価するか。

補てん状況把握等のスケジュール（案）

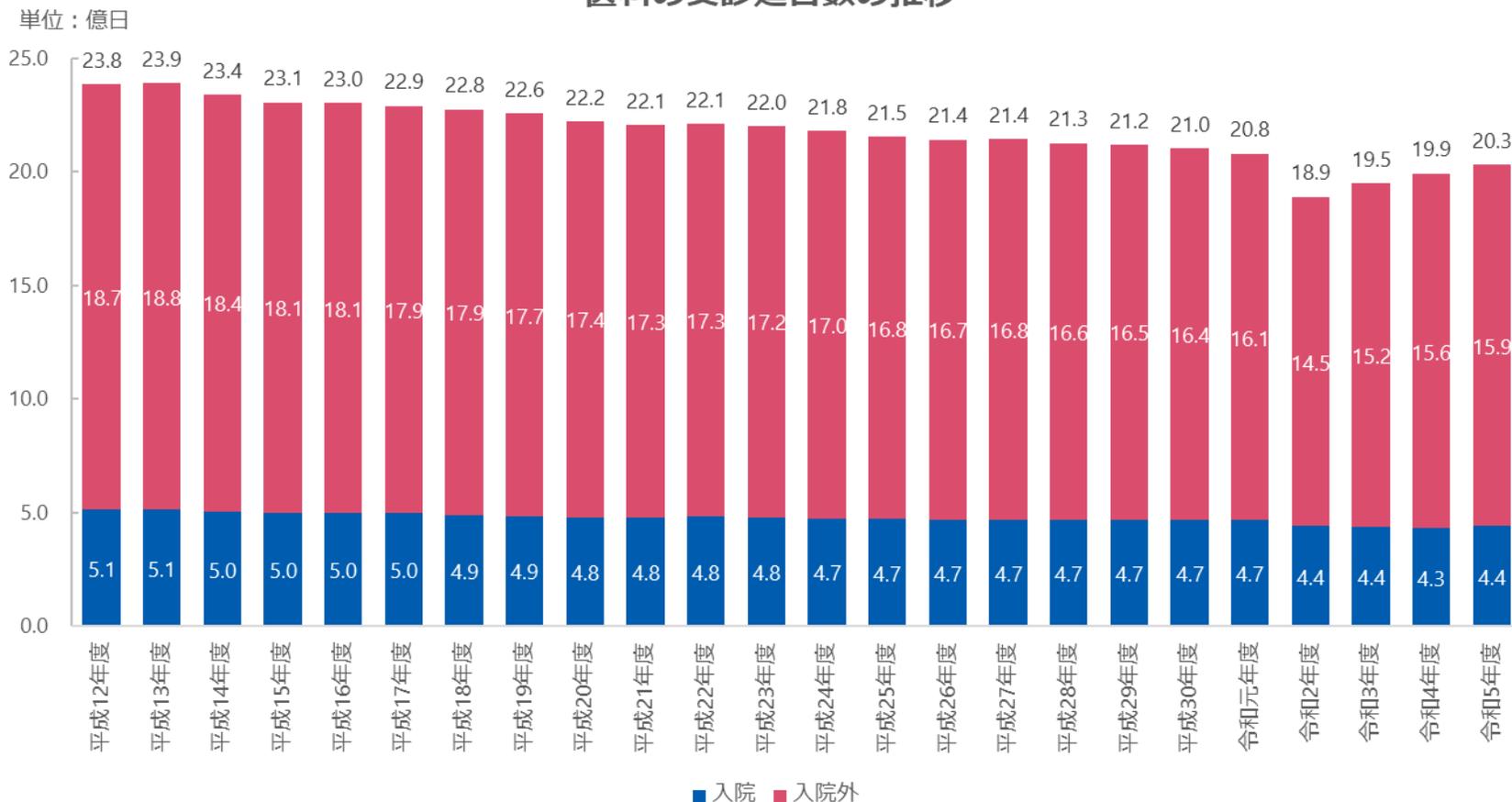


(参考 1) 医療機関を取り巻く状況について

受診延日数の推移

医療機関を受診した延患者数に相当する受診延日数は、入院・入院外ともに減少傾向にあり、令和2年度に大きく減少。その後、令和5年度にかけて、特に入院外については回復する傾向が見られる。

医科の受診延日数の推移

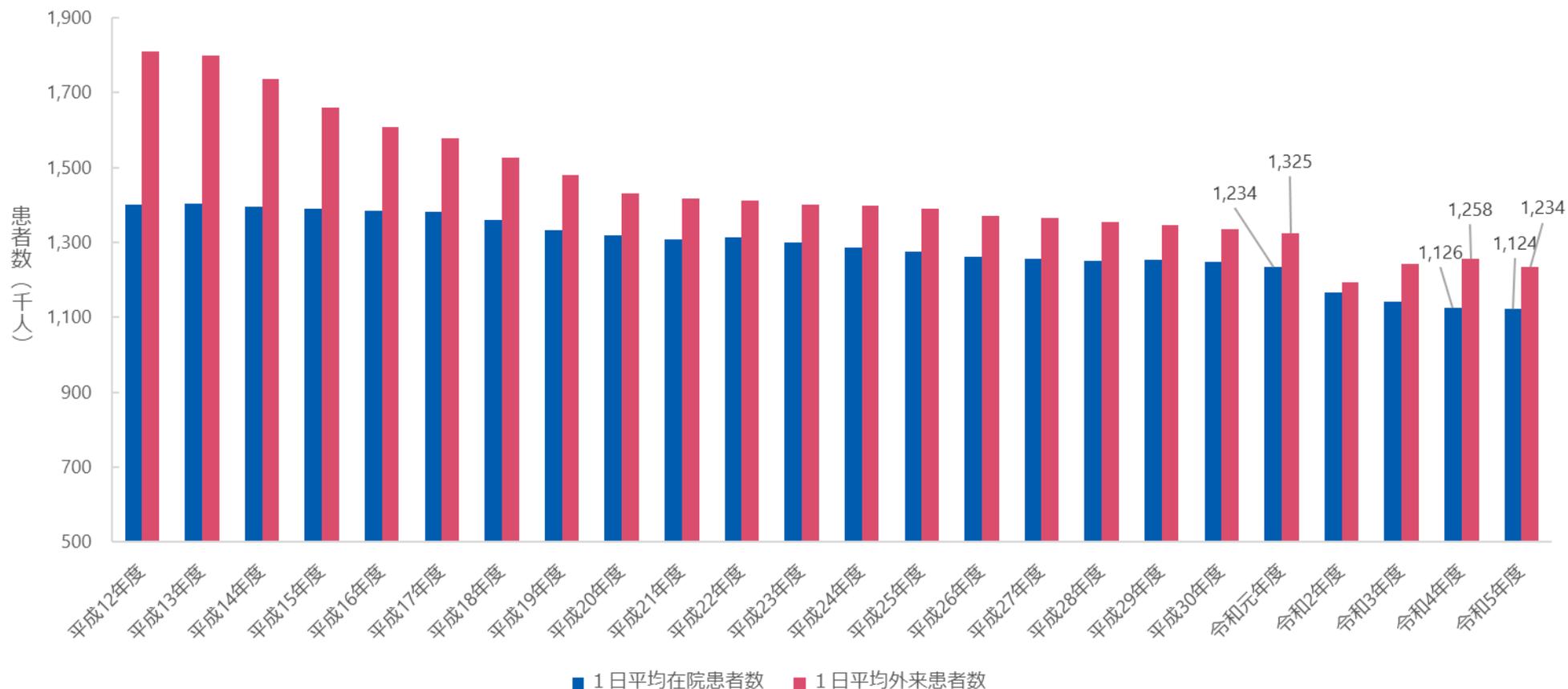


出典：厚生労働省「医療費の動向」

病院の患者数の推移

病院の在院患者数と外来患者数はいずれも令和2年度に大きく減少。その後、引き続き在院患者数は減少傾向にあるが、外来患者数は令和4年度にかけて回復し、令和5年度に減少した。

病院の1日平均在院患者数・1日平均外来患者数の推移



出典：厚生労働省「令和5(2023)年医療施設(静態・動態)調査・病院報告の概況」

病院の収支構造の変化

2018年度と2023年度の病院の100床当たり損益を比較すると、事業収益の増加（+10.3%）以上に事業費用が増加（+14.7%）したため、事業利益が悪化。金額ベースでは、費用の50%超を占める人件費増加の影響が最も大きい。

100床当たり損益の比較

単位：千円	2018→2023の比較			
科目	2018	2023	増減額	増減率
事業収益	1,523,760	1,681,312	+157,552	+10.3%
事業費用	1,495,334	1,714,970	+219,636	+14.7%
人件費	855,635	947,106	+91,470	+10.7%
医薬品費	142,674	170,064	+27,389	+19.2%
その他の医療材料費	121,928	151,092	+29,164	+23.9%
給食材料費・委託費	34,901	40,994	+6,093	+17.5%
その他の委託費	63,244	79,648	+16,405	+25.9%
水道光熱費	28,040	33,106	+5,066	+18.1%
減価償却費	74,153	81,919	+7,766	+10.5%
その他費用	174,758	211,040	+36,282	+20.8%
事業利益	28,426	-33,657	▲62,084	-

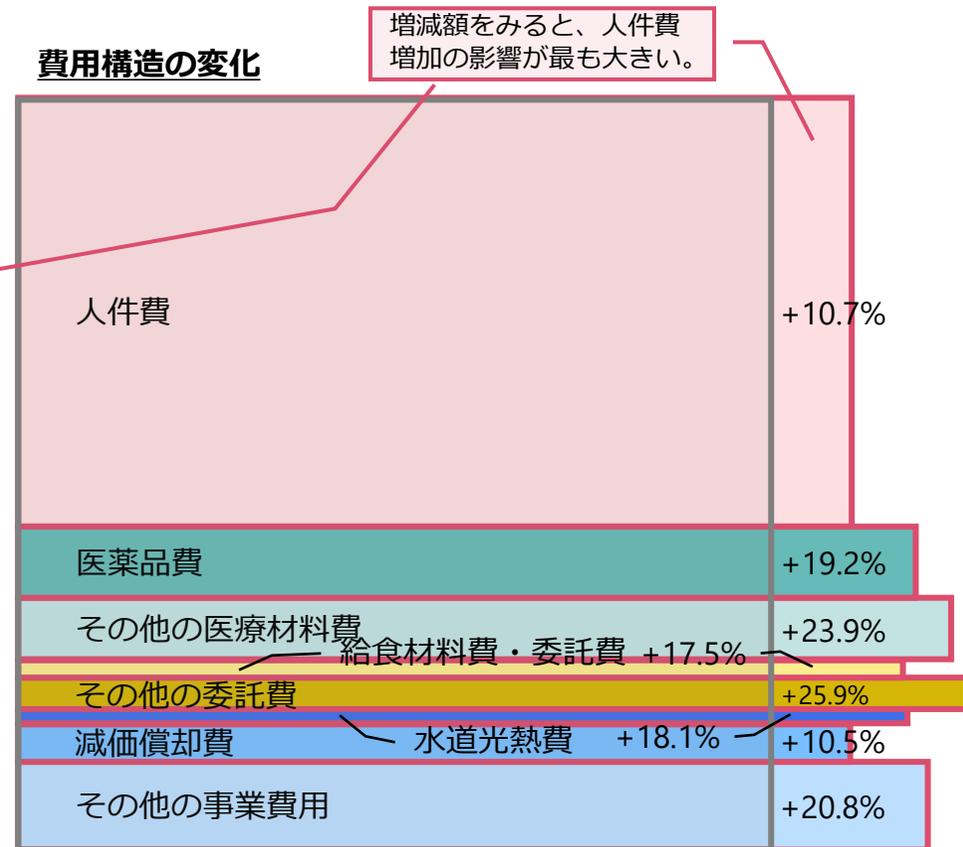
出典：福祉医療機構提供データに基づき、厚生労働省保険局医療課にて作成

対象病院は、福祉医療機構に貸借対照表・損益計算書いずれも提供している貸付先としており、2018年度1,061施設、2023年度1,943施設が対象

数値は病院全体のものであり、様々な機能や規模の病院が含まれていること、年度により対象施設数が異なることから、100床当たりの損益を計算して比較を実施

事業収益からは事業収益に計上されたコロナ補助金を除外。医薬品費は薬品全般の費消額であり、その他の医療材料費は診療材料費や医療消耗器具備品などの医薬品費以外の医療材料費のこと。人件費には給与費の他、法定福利費、退職給付費用、役員報酬を集計

費用構造の変化



□ : 2018年度の事業費用

□ : 2023年度の事業費用

医療法人経営情報データベースシステム (MCDB)

2023年度病院類型別の経営状況 | 収支構造の比較

中医協 総-5
7. 8. 27

- 対医業収益比で、いずれの病院類型でも材料費と給与費で70%超を占めている。この点、一般病院は療養型病院・精神科病院と比較して相対的に材料費率が高く、給与費率が低い。

科目/項目	一般病院		療養型病院		精神科病院	
	1施設当たり平均	対医業収益比	1施設当たり平均	対医業収益比	1施設当たり平均	対医業収益比
対象施設数	1,355	-	964	-	592	-
平均病床数	139.6	-	122.5	-	235.6	-
医業収益	2,815,781	100.0%	1,347,030	100.0%	1,468,847	100.0%
うち入院診療収益	1,869,376	66.4%	1,026,948	76.2%	1,211,013	82.4%
うち外来診療収益	725,389	25.7%	180,895	13.4%	185,799	12.6%
医業費用	2,862,583	101.7%	1,327,610	98.6%	1,471,221	100.2%
うち材料費	582,453	20.7%	148,217	11.0%	149,034	10.1%
うち医薬品費	257,424	9.3%	62,710	4.6%	75,191	5.2%
うち診療材料費、医療消耗品器具備品費	255,649	9.2%	53,093	3.9%	17,288	1.2%
うち給食用材料費	23,606	0.8%	23,432	1.7%	40,834	2.8%
うち給与費	1,584,599	56.3%	838,720	62.2%	950,421	64.7%
うち委託費	181,117	6.4%	84,067	6.2%	95,706	6.5%
うち給食委託費	36,102	1.3%	25,512	1.9%	44,782	3.1%
うち設備関係費	266,765	9.5%	115,982	8.6%	115,803	7.9%
うち減価償却費	127,409	4.7%	53,113	3.9%	58,249	4.0%
うち研究研修費	5,569	0.2%	1,965	0.1%	2,109	0.1%
うち経費	224,769	8.0%	128,570	9.5%	153,110	10.4%
うち水道光熱費	50,412	1.8%	29,094	2.2%	40,166	2.8%
医業利益	△46,803	△1.7%	19,420	1.4%	△2,374	△0.2%
医業外収益	75,180	2.7%	37,040	2.7%	58,597	4.0%
医業外費用	28,155	1.0%	10,115	0.8%	16,240	1.1%
経常利益	222	0.0%	46,345	3.4%	39,983	2.7%

※内数として記載している勘定科目の「1施設当たり平均」は、当該科目の回答があった施設における1施設当たり平均を示しており、「対医業収益比」についても、該当科目の回答があった施設での医業収益に対する比率を示している。

医療法人経営情報データベースシステム（MCDB）

｜ 2023年度の医科診療所の経営状況 ｜ 収支構造の比較

中医協 総－5
7 . 8 . 27

- ・ 対医業収益比で見ると、医科診療所全体、入院収益ありの医科診療所、入院収益なしの医科診療所いずれも給与費が約50%である。
- ・ 材料費については医科診療所全体、入院収益なしの医科診療所が約15%であるのと比較して、入院収益ありの医科診療所はやや割合が高く約19%である。

金額単位：千円	医科診療所全体		入院収益なし		入院収益あり	
	1施設当たり	対医業収益比	1施設当たり	対医業収益比	1施設当たり	対医業収益比
施設数	16,606		15,449		1,157	
医業収益	198,701	100.0%	181,580	100.0%	427,307	100.0%
うち入院診療収益	9,259	4.7%	0	0.0%	132,812	31.1%
うち外来診療収益	168,966	85.0%	162,679	89.6%	252,908	59.2%
医業費用	184,933	93.1%	167,413	92.2%	418,880	98.0%
うち材料費	30,065	15.1%	26,397	14.5%	79,051	18.5%
うち医薬品費	19,076	9.7%	17,203	9.6%	43,557	10.2%
うち診療材料費、医療消耗器具備品費	7,214	3.7%	5,957	3.3%	23,573	5.5%
うち給食用材料費	472	0.2%	200	0.1%	4,121	1.0%
うち給与費	97,866	49.3%	88,870	49.0%	217,947	51.0%
うち委託費	8,074	4.1%	7,057	3.9%	21,640	5.1%
うち給食委託費	493	0.3%	169	0.1%	4,994	1.2%
うち減価償却費	7,504	3.8%	6,751	3.7%	17,557	4.1%
うち器機賃借料	2,518	1.3%	2,265	1.2%	5,886	1.4%
うち水道光熱費	2,326	1.2%	1,932	1.1%	7,568	1.8%
医業利益	13,767	6.9%	14,167	7.8%	8,426	2.0%
医業外収益	4,426	2.2%	3,906	2.2%	11,370	2.7%
医業外費用	1,059	0.5%	903	0.5%	3,149	0.7%
経常利益	17,134	8.6%	17,170	9.5%	16,648	3.9%

※内数として記載している勘定科目の「1施設当たり平均」は、当該科目の回答があった施設における1施設当たり平均を示しており、「対医業収益比」についても、該当科目の回答があった施設での医業収益に対する比率を示している。

医療法人経営情報データベースシステム（MCDB） | 2023年度の歯科診療所の経営状況 | 地域分類別の収支構造の比較

- 対医業収益比で見ると、いずれの地域分類においても給与費と材料費で約60%の割合となっている。

金額単位：千円	大都市型の地域の歯科診療所		地方都市型の地域の歯科診療所		人口少数地域型の地域の歯科診療所	
	1施設当たり	対医業収益比	1施設当たり	対医業収益比	1施設当たり	対医業収益比
施設数	2,445		2,243		446	
医業収益	136,359	100.0%	121,909	100.0%	100,425	100.0%
うち入院診療収益	0	0.0%	28	0.0%	0	0.0%
うち外来診療収益	130,642	95.8%	116,338	95.4%	97,155	96.7%
医業費用	130,435	95.7%	117,093	96.0%	97,615	97.2%
うち材料費	15,022	11.0%	12,626	10.4%	10,002	10.0%
うち医薬品費	1,903	1.4%	1,868	1.6%	1,648	1.7%
うち診療材料費、医療消耗器具備品費	10,092	7.5%	8,361	7.0%	6,728	6.8%
うち給食用材料費	15	0.0%	43	0.0%	0	0.0%
うち給与費	66,489	48.8%	60,680	49.8%	51,516	51.3%
うち委託費	6,915	5.1%	7,177	5.9%	6,439	6.4%
うち給食委託費	38	0.0%	16	0.0%	0	0.0%
うち減価償却費	6,198	4.5%	6,220	5.1%	5,244	5.2%
うち器機賃借料	837	0.6%	950	0.8%	790	0.8%
うち水道光熱費	1,043	0.8%	1,132	1.0%	1,098	1.1%
医業利益	5,924	4.3%	4,816	4.0%	2,810	2.8%
医業外収益	3,090	2.3%	3,216	2.6%	3,354	3.3%
医業外費用	785	0.6%	688	0.6%	464	0.5%
経常利益	8,229	6.0%	7,344	6.0%	5,700	5.7%

※内数として記載している勘定科目の「1施設当たり平均」は、当該科目の回答があった施設における1施設当たり平均を示しており、「対医業収益比」についても、該当科目の回答があった施設での医業収益に対する比率を示している。

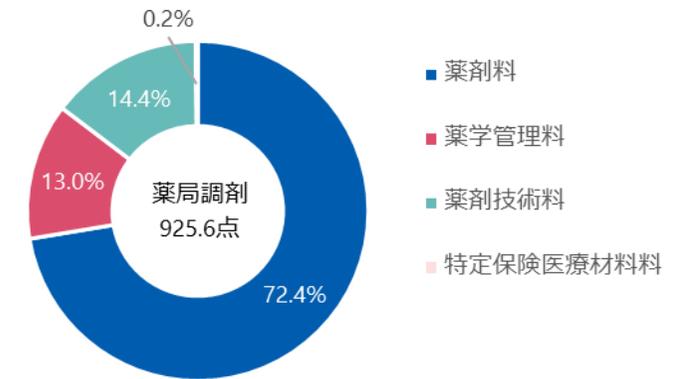
参考 | 保険薬局（法人）の損益構造

- 総収益（収益と介護収益の合計）に対して、約7割を医薬品等費が占めており、それに次いで、給与費・その他の経費がそれぞれ1割強を占めている。

保険薬局（法人）の損益構造

金額単位：千円 構成比率、増減率：%	金額		構成比率		増減率
	2021年度	2022年度	2021年度	2022年度	
収益	278,727	285,315	99.7	99.7	+2.4
介護収益	830	911	0.3	0.3	+9.8
費用	263,500	270,900	94.3	94.6	+2.8
給与費	36,763	37,702	13.2	13.2	+2.6
医薬品等費	192,928	198,219	69.0	69.3	+2.7
うち、調剤用医薬品費	164,632	165,138	58.9	57.7	+0.3
うち、一般用医薬品費	2,012	2,203	0.7	0.8	+9.5
委託費	782	743	0.3	0.3	△5.0
うち、人材委託費	499	476	0.2	0.2	△4.6
うち、紹介手数料	96	93	0.0	0.0	△3.1
減価償却費	2,602	2,506	0.9	0.9	△3.7
うち、建物減価償却費	556	557	0.2	0.2	+0.2
うち、調剤用機器減価償却費	949	894	0.3	0.3	△5.8
その他の経費	30,425	31,730	10.9	11.1	+4.3
うち、設備機器賃借料	417	406	0.1	0.1	△2.6
うち、調剤用機器賃借料	271	257	0.1	0.1	△5.2
うち、水道光熱費	651	810	0.2	0.3	+24.4
損益差額	16,057	15,325	5.7	5.4	△4.6

調剤行為別に見た受付1回当たり点数の構成割合
(令和6年8月審査分)



出典：厚生労働省「令和6（2024）年社会医療診療行為別統計の概況」

薬局調剤行為の約7割が薬剤料であり、保険薬局の損益構造においても、医薬品等費が収益合計の約7割を占めている。また、給与費・その他の経費が医薬品等費に次いで高く、それぞれ1割強を占めている。

出典：厚生労働省「第24回医療経済実態調査（医療機関等調査）報告」

対象施設数は、1,115施設

収益及び損益差額は、新型コロナウイルス感染症関連の補助金を除いており、構成比率は、収益と介護収益を合算した金額に対する各科目の割合である